

佐久市社会体育施設使用料金表

対象施設：佐久市営グラウンド

会 場	時間等区分	料金区分						
		入場料を徴収しない 場合		入場料を徴収する場 合		営利又は営 業を目的に 使用	スポーツ 団体が使 用する場 合	スポーツ 団体外 が使用す る場合
		アマチュ アスポー ツに使用	アマチュ アスポー ツ以外に 使用	アマチュ アスポー ツに使用	アマチュ アスポー ツ以外に 使用			
グラウンド	午前 6 時から午前 8 時まで	830円	2,510円	入場料が 100 円未満の場 合は、20,950 円。入場料 が 100 円以上 200 円未満 の場合は、41,900 円。入 場料が 200 円以上の場合 は、73,330 円。				
	午前 8 時から正午まで	1,670円	5,020円					
	正午から午後 5 時まで	2,090円	6,280円					
	午後 5 時から午後 7 時まで	830円	2,510円					
	全日（午前 8 時から午後 5 時）	3,350円	10,050円	146,660 円				

スコアボー ド	1 回	1,040 円
放送器具	1 回	1,040 円

- (備考) 1 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事務所を有する法人等以外のもの（以下「市外使用者」という。）の使用料の額は、臼田総合運動公園宿泊棟及び佐久総合運動公園マレットゴルフ場の使用料を除き、この表に定める使用料の額の 3 倍（市外使用者が市内の施設等に宿泊している場合にあつては、2 倍）に相当する額とする。
- 2 「宿泊」とは、午後 3 時から翌日の午前 10 時までの使用をいう。
- 3 時間で定める使用料について、使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とし、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り上げて使用料の額を算出するものとする。